

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所：

氏名：

誓約書

今般申請致します楽器等に用いられている下記の動物に関しまして、下記に掲げる日本国の動植物の保護に関する法律に違反して捕獲若しくは採取したもの又は譲り受け若しくは引き取りしたものでないことを、ここに誓います。

また、今般の申請で提出した書類の内容は全て真正であり、相違がないことを誓約いたします。

提出した書類に虚偽申告があった場合には、外国為替及び外国貿易法第七十条の三十六が適用されることを承諾します。

記

楽器又はその部品並びに付属品の種類： 三味線本体（駒・糸巻き）及び撥
ワシントン条約該当の旨の説明： 三味線本体の駒・糸巻き及び撥に象牙
（*Elephantidae.spp*）を使用している。

数量： 三味線本体（駒・糸巻き）及び撥 それぞれ 1 つ

法律名

- ・ 鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）
- ・ 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）
- ・ 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）
- ・ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）
- ・ 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）
- ・ 水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）
- ・ 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）等